

岡山県教育委員会規則の一部改正等について

このことについて、別紙案により改正いたしたい。

令和4年12月19日

岡山県教育委員会教育長
鍵 本 芳 明

教育委員会規則等改正一覧

1 国の法令改正に伴う所要の改正

改正する規則等	主な改正内容	頁
①教育職員の免許状に関する規則【一部改正】 (昭和36年岡山県教育委員会規則第10号)	(公布日施行) 教育職員免許法の改正に伴い発出された国の通知に基づき、旧教員免許更新製の制度下で、免許状の未更新(期限切れ)を事由として失効した免許状の再授与の申請を行う場合に、提出書類の簡素化(省略)を行えるようにする等の所要の改正を行う。	2
②岡山県立高等学校通信教育規則【一部改正】 (昭和33年岡山県教育委員会規則第1号)	(公布日施行) 国の省令改正に伴い、現在11校ある協力校を通信教育連携協力施設として位置づけ、併せて各施設それぞれ40名の定員を設ける等所要の改正を行う。	3
③岡山県立高等学校通信教育協力校の指定【廃止】 (昭和34年岡山県教育委員会告示第11号)	岡山県立高等学校通信教育規則の一部改正に伴い、通信教育協力校を指定する告示を廃止する。	5

2 施行期日

県公報登載(公布)日(令和4年12月23日を予定)

◎岡山県教育委員会規則第 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和二十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、授与を受けようとする普通免許状について、授与権者が過去に免許状を授与した事実が認められる場合（授与を受けようとする普通免許状が免許法第十条第一項又は第十一条第四項後段の規定によりその効力を失った後、当該普通免許状の授与を受けていない場合を除く。以下この条及び第三条第一項において同じ。）には、当該書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

第二条第一項に次の一号を加える。

六 その他授与権者が必要と認める書類

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、授与を受けようとする普通免許状について、授与権者が過去に免許状を授与した事実が認められる場合には、これら書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

第二条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、授与を受けようとする普通免許状について、授与権者が過去に免許状を授与した事実が認められる場合には、当該書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

第三条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、授与を受けようとする普通免許状について、授与権者が過去に免許状を授与した事実が認められる場合には、当該書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

第二条第三項に次の一号を加える。

八 その他授与権者が必要と認める書類

別表第二の一のロの表の備考第四号ロ（ロ中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第 号

岡山県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

岡山県教育委員会

岡山県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

岡山県立高等学校通信教育規則（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（通信教育連携協力施設）

第二条の二 実施校の行う通信教育について連携協力させる施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）及びその定員は、次のとおりとする。

通 信 教 育 連 携 協 力 施 設	定員（人）
岡山県立高松農業高等学校	四〇
岡山県立岡山工業高等学校	四〇
岡山県立岡山東商業高等学校	四〇
岡山県立倉敷青陵高等学校	四〇
岡山県立津山高等学校	四〇
岡山県立玉野高等学校	四〇
岡山県立笠岡高等学校	四〇
岡山県立新見高等学校	四〇
岡山県立邑久高等学校	四〇
岡山県立勝山高等学校	四〇
岡山県立林野高等学校	四〇

第三条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条第三項及び第四項中「その他適当な場所」を「及び通信教育連携協力施設」に改める。

第九条の見出し中「生徒定員」を「実施校の生徒定員」に改める。

第十九条中「ほう賞」を「褒賞」に改める。

第二十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十二条を削る。

第二十三条中「協力校」を「通信教育連携協力施設」に改め、同条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(目次) 岡山県立高等学校通信教育協力校の指定の廃止 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会告示第 号

岡山県立高等学校通信教育協力校の指定 (昭和三十四年岡山県教育委員会告示第十一号) は、廃止する。

令和四年十二月二十三日

岡山県教育委員会

附 則

この告示は、公布の日から施行する。